



第 9 号

発行人 伊藤 堯

編集人 小笠原正

日本スポーツ本学会事務局

〒一〇五 東京都港区芝二一七七八

芝センタービル 四階

(電話) 〇三―三四五七―七―一三五

(FAX) 〇三―三四五七―七―一一二

日本スポーツ法学会

第四回大会開催

午前中は二部に分かれての自由研究発表、午後から基調講演とシンポジウムが行われた。

自由研究発表第一部会の吉田勝光氏「野球型スポーツ事故判例に関する一考察」では学校教育活動中の事故をめぐる統計的な特徴が指摘され、根保宣行氏「ニュージージラント事故補償法の現状と課題」ではスポーツ振興政策とスポーツ事故防止政策の関連が考察された。また、田中淳子氏「スポーツ事故における『安全配慮義務』理論の機能」では契約責任を重視した法理

論の展開が試みられ、水沢利業氏「スキー事故とPL法に関する研究」ではスキー販売時の確認書と裁判における有効性との関連が指摘された。

自由研究発表第二部会の中村祐司氏「イギリスのEIAをめぐる諸規程についての一考察」ではサッカー競技場の安全政策に関する諸機関の機能的連携が明らかにされ、川井圭司氏「アメリカ・プロスポーツの法的问题」ではプロ野球の反トラスト法適用除外の法理確立をめぐる分析がなされた。木戸啓起氏「『子ども』のスポーツ障害をめぐる社会的問題」では運動機能障害への対応をめぐる諸問題が浮き彫りにされ、斉藤健司氏「フランス『体育及びスポーツの発

展に関する一九七五年―二月二九日の法律』の成立過程の研究」ではスポーツ基本法として一九八四年法の基礎を作った一九七五年法の成立過程が検証された。

基調講演では、濱野吉生氏が「スポーツにおける自己決定権と契約責任」と題して、引率型登山の場合にも申込と承諾からなる強い黙示の意思表示がなされており、リーダーとフォロアーは相互に委任者・受任者の関係となるがゆえに、自己決定権にもとづく契約法理が適用されるのではないかという論点を提示した。

要素の希薄性を指摘し、行動体系を文化と捉える視点から宗教的要素を含んだスポーツ文化複合という比較枠組の有効性を強調した。

シンポジウムでは、稲垣正浩氏「『比較スポーツ文化論』からみたスポーツの文化性について」において、スポーツ史やスポーツ文化人類学の視点からスポーツの文化性を規定する宗教の問題が指摘された。小谷寛二氏「スポーツ・ルールの構造特性」ではスポーツと他の諸現実との相互関係という視角からスポーツ・ルールの規範的機能や社会的機能についての検討がなされた。吉田雅子氏「テニス環境の保護について」では事例を紹介する中で企業による一方

近代・国際スポーツの精神文化

続いて、寒川恒夫氏は「文化としてのスポーツ」と題して、

的なテニスクラブ閉鎖を社会問題と捉え、クラブを一つの有機体とみなす視点に立ちつつ、現行変更禁止の仮処分の適用についての検討がなされた。

三氏の報告後、スポーツをめぐる権威的統制や権利性・文化性と宗教性との関わりや、社会的文化とスポーツとの関わりといった観点から討論がなされた

(中村祐司 記)

事故部会研究会報告

平成八年度の事故部会研究会が一〇月一九日(土)早稲田大学国際会議場において出席者三八名で開催された。今回のテーマは冬季に向かつてのスキーを取り上げ、オリンピック後話題となっているドーピング及び外国の法律事情を知ることであり「スキー場における事故のリスクマネジメント」(発表者水沢利栄会員)、「スキー事故判例研究」(発表者坂東克彦会員)「ドーピング対策の法理」(発表者佐藤千春会員)、「ニユージランドのスポーツ事故問題」(発表者根保宣行会員)によ

る提言がなされ、シンポジウム方式で限られた時間まで質問が相次いだ。(司会菅原・佐々木会員)

会長挨拶の後、最初の報告者である坂東克彦弁護士から担当した事件の事故の判例を中心にスキー事故判例についての報告がなされた。昨シーズンの特徴として、緩斜面での脳内出血、固いピステでの事故などスノーボードの事故が一五件と急激に増えている事実、まだまだ普及途中でスキー場入場者保険を掛けていない等の事実が指摘された。

坂東会員は法律実務家の視点から志賀高原スキー場前山雪崩などスキー事故が発生すると直ちに事故現場に駆けつけシユプールの跡を写真に撮影するといふ。上から滑ってきたスキーヤーに過失を認めて差し戻した北海道ニセコスキー場の平成七年三月一〇日最高裁判決の注意義務に対する判断基準を指摘して厳格な事故責任を考える欧米の意識の違いはあるが国際スキー連盟(FIS)指針がピステのルールとなるだろうし、同じスポーツでもスキーは相手を

攻撃し打撃を当てるボクシングとは異なっていて考えるべきで、危険受忍の法則の抗弁は、スキー事故に適用すべきでない、との提言は興味深いものがあつた。

第二報告者の水沢利栄会員はスキー場における事故のリスクマネジメントとして、自然保護と保険料の値上げでアメリカのスキー場が四〇〇箇所へと減少してしているのは、危険事故責任から一箇所所で三〇件訴訟が起きるなど、一九七二年バーモント州サンデー・ストラットン事件から訴訟が急速に増えたのも一因である。リスクマネジメントとは、いかに事故やトラブルを防止し、万一事故が発生した場合、最小の費用と時間で、損失を最も効率よく処理するか、法的責任を回避するか、カナダでの「頭部外傷注意文書」の活用、法的責任の回避と早期の診療の機会を与えリスクマネジメントの例とビンディング絡みのレンタルスキー事故が多い日本で調整の際の回避システム、数値の記録を文書で残すなどPL法の効果、安全意識のアップ例を示して報告された。討議

政防止

対策としてオートバイとおなじヘルメットの着用が必要では、との意見も出されたが、また事故との因果関係が科学的に立証されていない、との意見もあつた。

第三報告者の佐藤千春会員はドーピング対策の法理についてJOCの専門委員として検討状況を踏まえて、規制はどうなっているか、団体および法による規制の問題点、今後の規制とドーピング問題の展望について詳細な報告と貴重な提言がなされたいくつか指摘すると、薬物はテニスなどテクニクが要求されるスポーツには役に立たず、ウエイトリフテング・柔道・レスリングは有効となる。ドーピング規制の必要性は、公正な競技の実現、スポーツ倫理の保持、選手の健康破壊等が挙げられるしかし人間性の弱さ、名誉、金銭欲が薬物使用の動機となり、出場停止や・永久追放などドーピングによる法的対応の処分が問題となり、民事的には資格剥奪・契約違反・損害賠償、医師や担当のコーチの責任が発生する。アンチドーピング宣伝は資金がかかるし、新薬の成果や検

査能力の向上が求められている。しかし、ドーピング特別法までは現状では必ずしも必要でないところで、法律家の視点で考えられると検査に絡む人権問題が指摘できる。即効性・非即効性の新薬があり、適正適法な手続きがなされない検査は人格の侵害となりうるであろうし、人格の尊重からすれば、検査に競技者の同意なければ人権問題となるだろう。またプライバシー問題も考えられ、将来的には髪の毛・唾液からやれば良いとの意見もある。選手側に検査の拒否が直ちに違反とするのはおかしい。恣意的にならないように聴問会も必要であろう。そのほか他の競技会の出場停止は疑問が残るし裁判所の判断は除外すべきでないとの提言がなされた。ドーピングは新しい問題だけに今後の研究課題であり、東ドイツ・中国等の国家関与のドーピングにどのように対応するか、法的にまだまだ多くの検討項目があるが、本来の公平なフェアプレー精神と選手相互の競技能力を失わせ、人類にとってスポーツの発展を失わせる重要な問題だけに部会報告としては内容の濃

い議論がなされた。

第四報告者の根保宣言委員は「ニュージージーランドの一九九二年事故補償法とスポーツ事故」について詳細な報告および日本のスポーツ事故に限定した事故補償として、ニュージージーランドの事故補償法の導入の可能性についての提言がなされた。ニュージージーランドでは、包括的な権利付与を事故補償委員会(ACC)に与え、一九九二年「新事故補償法」を導入した。ウッドハウス・レポートの五つの指導原則は、社会の責任、包括的権利付与、完全な社会復帰、実際の補償、運営上の効率とし財政危機の克服のため大幅な法令改正がなされた。単に金で補償するのではなく、事故の防止に力点が置かれ、保護に対する基準がより明確になる。まさに、日本でも教育・スポーツの発展のために国家や地方自治体がニュージージーランドのような制度を取り入れるための検討が必要である。ニュージージーランドでは過去一〇年間のスポーツ事故死のうち水泳とラグビー事故が各二三人で圧倒的に多い。スポーツ事故は労働者口座の最優先項目に挙げ

られている。ラグビー・ニオンとACCが審判・コーチの事故防止の手順を小冊子として出版している。また、救急隊員・警察・医師が学校の教師に代わって専門家が担当していることも相俟って事故は減少してきている事などが詳細に紹介された。結論として、盛りだくさんの課題で多少消化不良の感もあつたが、会員の最後まで熱心な討議が為されたことを記しておく。(菅原哲朗 記)

スポーツ基本法研究専門

委員会第六回研究会報告

第六回スポーツ基本法研究専門委員会が、平成八年九月二十一日(土)に早稲田大学人間総合研究センター分室で開催された。今回は、千葉正士会員より「スポーツ法の理念」についての発表が行われた。発表は、「一、人間生活の理念」、「二、法の理念」、「三、ルール」及び「四、スポーツ法の理念」について順次論説された。まず、人間生活の理念について、これを一般的には「目標と

する理念的価値」と定義した。そして、理念が最も意義深いものが文化であり、スポーツの場合には、スポーツマンシップなどの理念を文化として伴っていることを示された。

次に、法の理念について、通例は正義で代表されるとしたうえで、特殊法は、その法領域に特有の理念を体系として目標とする理想的価値基準が存在することであることを述べられた。また実効的な法は、実定法体系と法的価値基準体系との相関する全体としてあり、法規と法理念は体系の構造上その両極の位置にあるとの述べられた。

そして、スポーツ法理念の問題は、スポーツ法の体系中におけるスポーツルールとの関係を法体系と対比することによって解決されると主張された。

そこで最後に、スポーツ法理念を二面から集約することによって次のような仮説を提示された。すなわち、一は、スポーツ法の基礎理念としての公正の理念である。公正は、スポーツマンシップやフェアプレイといったスポーツ理念を包含し、高度な運動技能の修得を旨しその

成果を競争相手との競技によって実証する「外向性スポーツ」において、ルールの下で健全に競技を行うことにかかわるものとされた。二は、人格の尊厳または安全・公正の理念である。高度の技能も目指すがむしろ自己目標ないし記録との内心の競争によって自己錬成の充実感を目指す「内向性スポーツ」においては、このような自己錬磨の努力が社会の構成員の生き方として奨励されるべき生き方である以上、法はその動因が自由かつ安全に発動され、歪められないように保障すること、心身の安全と機会の公平とを権利として擁護することが要請されることを主張された。

討議では、まず、スポーツを内向性スポーツと外向性スポーツに分類することについて、その分類の具体的な例示に異論が出た。また、既存の法体系や法理念からだけでは新たな人権としてのスポーツ国家法上のスポーツ権を十分に認定できないのではないかとする意見が出された。しかし、スポーツ法理念として、公正及び安全・公平を提示し、これらの概念をスポーツ

ルールやスポーツ国家法に適用させながら、スポーツ法理念の拡張と総合を試論されたことは今後のスポーツ基本法の具体的な検討にとつて重要な視点が提示されたものと考ええる。

なお、この研究会報告と関連して、朝日新聞社AERAM OK「New学問のみかた」シリーズ「スポーツ法学のみかた」(一九九七年一月)に「スポーツ法学」、日本体育協会雑誌指導者のための「スポーツジャーナル」(一九九七年一月号)に「文化としてのスポーツ」が掲載予定されたので、詳細な内容についてはそれらを参照されたい。

(斎藤健司 記)

第七回スポーツ基本法研究

専門委員会報告

第七回スポーツ基本法研究専門委員会が、平成八年十一月十六日(土)に早稲田大学人間総合研究センター分室B会議室で開催された。今回は、中村祐司(都宮大学)より「スポ

ーツ基本法の基本原則とは何か」スポーツ振興法改正の視点から」について発表が行われた。

中村会員は、まず第一に「近年の先行研究の再検討」を行い立法学やスポーツ振興法に対する批判の視点からのスポーツ法学、スポーツ振興法、スポーツ基本法、スポーツ権などに関するさまざまな先行研究について個々の論点や主張を整理された

役割を全国的な連絡調整とし、国と地方を対等に考え、より自治的にスポーツ振興をはかろうとするものであった。また、前文にはスポーツ権についての崇高な理念を提示されていた。そして中村会員は、「現在の地方分権の流れを考慮すると、現在がまさに学会としてアピールする時期ではないか」と主張された。

第二に、先行研究の再検討から導き出された点をふまえ、スポーツ振興法改正の視点からのスポーツ基本法の基本原則について以下の点を指摘された。①官治的思考からの転換。民間委託の可能性、②スポーツ権か文化権か、③補助事業の一般財源化④自治体憲章か条例か、⑤シンブルな法律か具体的実務にまで言及か、⑥廃止ではなく改正の視点で、⑦教育委員会所管のスポーツ振興の見直し、⑧要綱や通達などの扱い、⑨スポーツ関連省庁の一本化。スポーツ省か文化省か、⑩体協、JOCの問題、⑪スポーツ産業(商業スポーツ)の問題。そして第三に、「スポーツ振興法改正私案」を提示された。それ、国の

発表に対して、まず、「生涯学習整備法との関係をどう考えるか」、「国際的な憲章との関係をどう考えるか」等の意見が出された。また、「スポーツ振興法の改正では制限があり基本法でいくべき」という意見が出された。さらに、「スポーツ基本法は国民一人一人のスポーツ参加の権利を保障する法であるべきで、国民のスポーツの自由の保障と国の条件整備(施設と指導者)が最低限の骨子である」といった意見や、「スポーツ基本法では理念や原則を唱い、諸法令を別に定める」といった意見が出された。また、「基本法を作った場合に振興法の取り扱いをどうするか」という疑問も出された。

今回の議論や、第五回の研究会の山川岩之助氏（川村女子大学）の発表の中にもあったが（スポーツ法学会会報 号参照）スポーツ振興法を改正する方法には異論が多い。しかしながら徐々にはあるがスポーツ基本法の方向が定まってきたように思われる。

（森 浩寿 記）

第八回スポーツ基本法研究

専門委員会報告

第八回スポーツ基本法研究専門委員会が、平成九年二月八日（土）に（株）体育施設出版で開催された。

今回は、はじめに永井憲一会員（法政大学）より「基本法のあるあり方を考える」、次に斉藤健司会員（神戸大学）より「スポーツ基本法の基本原則は何か」スポーツ憲章の視点から」について発表が行われた。

永井会員は、まず、日本で基本法と名の付く現行法を提示しその特徴と変化について論じられた。そして、現行基本法を制

定された年代別に、a. 1950年代の理念立法型、b. 1960年代の政策推進立法型と対策立法型、c. 1980年代の国際動向推進立法型に分類された。次に、「スポーツ基本法」の位置づけや性格をめぐる諸問題について言及された。その中で、「条約や憲章との関係をどうするか」、「準憲法的性格のものか政策指導的（プログラム）性格のものか」、「秩序法か人権法か」、「資源配分的立法の問題」、「固有法の問題をどう取り扱うか」、「なぜ基本法なのか」等の点について今後の議論の必要性を説かれた。最後に、前回の研究会で行われた中村会員の発表「スポーツ振興法改正の視点から」に対する見解を述べられた。その中で、「理念型か利益誘導型か」、「一般予算か補助予算か」、「競技スポーツの振興か健康スポーツの振興か、あるいはその両方か」、「身体障害者のスポーツへの配慮」、「スポーツ専門指導員の問題」、「国の審議会の問題」等について検討が必要であると指摘された。

関係も考える必要があるのではないか」、「団体の権限と個人の権利を明確に示すべきである」、「振興法改正ではなく、基本法の方が望ましい」、「教育基本法のように理念のみを掲げ、具体的法令は別に定めるといいうスタイルが良いのではないか」といった意見が出された。

斉藤会員は、1995年のヨーロッパ憲章、1992年の新ヨーロッパ憲章、ユネスコ体育スポーツ国際憲章、日本のスポーツ振興法、そしてスポーツ振興法改正中村試案を比較しながらスポーツ基本法の基本原則について述べられた。そして、スポーツ基本法には、憲章や振興法に欠けている「権利規定」、「学校教育の問題」、「スポーツ組織」「団体法」、「スポーツの保護」「環境保護」、「国際問題」、「具体的法令制定義務」などの項目が必要であると指摘された。その他スポーツ基本法の対象になるべきものとして、「高水準スポーツ」、「スポーツ定義」、「スポーツ行財政制度」、「スポーツフオアオール施策」、「スポーツ施設」、「指導者」、「情報・科学研究」、

「事故・安全対策」等の項目を示された。

発表に対して、高水準スポーツに関連して「アマチュアと金銭の問題をどう考えるか」、「プロスポーツの取り扱いをどうするか」、「大学におけるスポーツと中等教育におけるスポーツを分ける考え方もできる」といった意見が出された。また、スポーツ団体に関連して「スポーツ独特の法人格の問題を考えなければならぬ」、「スポーツを統轄・推進する機関がどのような形になるのか」という議論も必要である」といった意見や「スポーツの自由と平等をどう確保するか」という意見が出された。

一九九五年一月の予備会以来約二年間研究会を重ねてきたが今回で、スポーツ基本法の具体的な方向がかなり定まってきたように感じられる。

（森 浩寿 記）

第二回アンチドーピング体制

に関する協議会について

平成九年一月二四日午後一時三〇分から、東京の岸記念体育館において協議会が開催された前回の議事録の確認のあと、①国内調整機関の検討作業部会から、川原部会長がアメリカの事情を、河野委員がオーストラリアの事情を報告した。アメリカはUSOC、NCAA、NFLなどが独自に調査を行ない、相互の調整をする機関はないがオーストラリアでは連邦政府の機関としてASDAが競技外調査を実施し、団体の役員・コーチ・競技者に対する教育や学校を通じた教育計画を策定し、薬物情報を提供し、マスコミに対する広報活動も行なっている、ということがあった。聞き取りであったため、ICASとCASの関係、訳語などに不明確な点が見られた。さらにJOCが調査したドーピング検査機関と分析機関、財源、他国との協定や機関の規定有無に関する一覧表が示された。国家が行なう一般薬物規制とスポーツに限った薬物規制の内容や、他国との協定が民間の協力関係か、国家の協力関係か、も曖昧で不満が残った。

②国内調査作業部会は、河野部会長から報告があった。国内競技団体は、アンチドーピング対策への役員の関心が低く、規程を整備していない団体が五七%に登り、今後も整備する予定のないものがその半数以上もあった。ドーピングコントロールは、IFの指示による場合のほか、NFが独自に行なうものが一四%あった。未実施の団体の七三%は今後も予定がなく、規程整備予定の数との差は、アンチドーピング対策予算のない団体が八一%もあることを考慮すると、費用の問題が大きいものと推測される。補完資料として太田委員の共著にかかる「スポーツドーピングへの対応」(東大大学院教育学研究科紀要36巻)と「新・ドーピングについて」(日本水泳連盟)が配布された。

続いて、国内調整機関の討議に移った。名称は「日本アンチドーピング機関(または機構)」(仮称)とし、公的補助を得やすくするため、平成12年に開設される国立スポーツ科学センター内の一部とし、内外の情報(心)・検討し、教育や啓蒙を行なったり、分析方法や器材の・開発、スタッフの養成と資格認定、競技外検査の実施、などが事業内容としてあげられた。ただ、①機関の支援がIOC公認の分析機関に限定され、②機関に加盟した団体のみこの分析機関を利用でき、機関の資金助成を受けられる閉鎖性がみられ、③競技外検査の権限や団体の検査結果の通報義務が競技者の人格権を侵す可能性があり、④上訴機関としての活動もその内容や権限が不明で、要件をつめる必要を感じた。また、⑤IOCのスポーツ支配権の確立の意図に安易に追従し、⑥政府機関がドーピング情報を独占し、薬物追放を推進するため、団体や競技者の人格権や自己決定権を侵す危険性が高い点も指摘された。事前に配布されるものは重要性が低く、当日の資料こそ検討に値するので、議事運営上問題があるようにも思えた。

結局、国内調整機関が正式に発足するまで、体協のスポーツ科学研究所が任務を代行する方針が了承された。

(佐藤千春 記)

九六年一月一六日早稲田大学
出席者 伊藤会長、濱野副会長、千葉・永井・荻野・坂本・諏訪・小笠原理事、佐藤幹事、野中・斎藤・日野・事務局員
第一議題 「新入会員に関する件」では、上柳敏郎(弁護士)・西中蘭浩(非常勤講師)の入会が承認された。

第二議題 「平成八年度事業報告・会計報告」、第三議題「事業計画案・予算案」が審議され、原案どおり承認された。

「その他」では、自由研究発表司会者(第一)を、佐々木会員の都合で、日野会員とした。また、今年度は大会アピールをしないこととした。

九七年第一回理事会議事録

九七年二月八日 早稲田大学
出席者 伊藤会長、濱野副会長、荻野・及川・千葉・菅原・諏訪・永井理事、佐藤幹事、野中、中村、斎藤、事務局員。
第一議題 「新入会員に関する件」では、今福保一(日本ス

ポーツ少年団)、高田千恵子(フオレストクリエーション)、松本隆文(弁護士)、木之下繁(京都新聞社)、高島秀行(弁護士)、伊賀野明(新日本スポーツ連盟)、谷川生誠基(市民スポーツ指導者)、山下昭子(神奈川大学)、吉田雅子(弁護士)。

第二議題 「日本学術会議候補者等について」次のように専任し了承された。

日本学術会議員候補者 伊藤堯 同推薦人 濱野吉生、推薦人予備者 小笠原正、関連研究連絡会委員 小笠原正。

第三議題 「第四回大会反省並びに第四回大会について」では、第四回大会を踏まえて、第五回大会のメインテーマを「スポーツ法の理念とスポーツ事故問題」とすることとしたシンポジウムの提言者並びに司会等は、次回までに会長等が検討し原案を作ることとなった。第五回大会は、一九九七年一月二〇日(土)早稲田大学国際会議場で開催することとした。

第四議題 「年報三号、同四号編集について」では、基調論文を千葉・及川両会員にお願い

することとした。書評については別に案を作ることとした。

第五議題 「学会事務所について」では、体育施設出版社の移転に伴い、当学会も

105 東京都港区芝2-2 7-8芝センタービル4階
 ☎03-3457-7135
 FAX03-3457-7112
 に移転することを決定した。

第六議題 「日本臨床スポーツ医学会との合同研究準備のための委員について」次の3会員を専任した。宇都木伸、菅原哲朗 小笠原正。

「その他」では、「お知らせの電子メール化について」希望調査を行うこととした。次回を四月十九日(土)午後一時 早大で開催することとした。

第二回理事会議事録

九七年四月一九日早稲田大学 出席者 伊藤会長、濱野副会長、及川・小笠原・菅原・荻野・永井・山田・坂本・森川・千葉・井上・諏訪理事、池井・佐藤幹事。中村・高橋事務局員。

議事に入る前に、日本体育協会企画調整課長補佐・河合千賀子氏からあいさつがあり、『指導者のためのスポーツジャーナル』に掲載中の「スポーツと法」に、「スポーツと事故」を加えるよう依頼があった。学会として全面的に協力することを約束し、連載要項に基づき執筆者の人選を行なった。

第一議題 「新入会員に関する件」では、鴨野幸雄(金沢大)、中野昌治(愛知学院大)の入会が了承された。

第二議題 「第五回大会に関して」は、早大国際会議場において二月二〇日(土)開催することとし、以下のように決定した。

大会テーマ 「スポーツ法の理念とスポーツ事故問題」
 基調講演
 ①「スポーツ基本法」の理念と研究の状況
 永井憲一

②スポーツ事故と判例 冬期
 スポーツをめぐる
 坂東克彦
 司会 佐藤千春

①事故をめぐる実定法と固有
 シンポジウム
 及川 伸
 司会 佐藤千春

法の役割

千葉正士
 ②スポーツ事故とウェーバー
 フォーム
 井上洋一

③事故をめぐる判例の機能
 湯浅道男

④スポーツドクターの法的位置づけと事故の抑止
 菅原哲朗

自由研究発表

司会 諏訪伸夫
 佐藤千春

総会

司会 一野間口英敏

懇親会

司会 森川貞夫

第三議題 「合同部会研究会に関して」は、例年どおり七月二十六日(土)早大国際会議場で開催することとし、次のように決定した。

合同部会研究会 (七月二六日 早大国際会議場)
 ①スポーツ法の理念とスポーツ事故
 及川 伸

②スポーツ事故とルール
 日野一男

③スポーツドクターと診断書

宇都木伸
坂本重雄
司会
宮内孝智

第四議題 「年報四号について」は、書評を、アメリカ文献紹介・井上洋一、『スポーツルールの提唱』小谷寛二に担当してもらったこととした。

また、森川理事から編集委員長、森川理事から編集委員長の辞退があり、編集委員に中村裕次会員を加え、委員長は当面小笠原事務局長が兼務することとした。

第五議題 「第六回大会に関して」は、一九九八年一月早大会議場において開催することとした。

第六議題 「一九九八年合同部会について」は、現在進めている、当学会と臨床スポーツ医学会との共同研究を踏まえ、両学会との共催の線で、金沢(金沢大学)又は早大で開催することとし、事務折衝を進めることとした。その他 『体育施設』連載の執筆者の変更、日野一男から吉田勝光。

スポーツ基本法研究専門

委員会に関するお知らせ

電子メール化について

スポーツ基本法研究専門委員会では、研究会に関するお知らせを全会員に葉書によってお知らせして参りました。しかし、このような連絡を継続していくための郵便経費が増大しており、そこで、郵便経費削減のために、今後の委員会に関するお知らせを可能な方に対しては電子メールによって連絡することにした。つきましては、電子メールのアドレスをお持ちの会員の方は、下記のメールアドレスまで電子メールによる連絡を希望する旨のご連絡をお願いいたします。なお、電子メールをお持ちでない会員に対しては、葉書による案内を継続いたします。

(齋藤 健司 記)

連絡先メールアドレス

Yamamoto Kenji@JLSPR.VO100-1.vt.vt.n

日本臨床スポーツ医学会との

共同研究について

第一回共同研究会を三月一二日学会事務所で開催した。出席者は、武者(聖マリアンナ大)・川久保(東大)・宇都木(東海大)・菅原(弁護士)・小笠原(東亜大)。問題点を整理し、当面スポーツドクターの法的位置と診断書の法的性格について検討を進めることとした。担当を決め資料などを次回までに収集することとした。

第二回共同研究会を、五月二四日学会事務所で開催した。一九九八年七月の研究会を両学会で開催することを了承。「スポーツ事故(内因性)と検診医師の責任・論点表」(宇都木)、「スポーツ医の役割と法的責任」について報告があり、検討した。次回は、九月十日(水)午後二時、学会事務所。

以前にもお知らせした本学会の年報三号が発刊されました。

三号のテーマは「スポーツにおける契約の諸問題」です。第三回大会の発表内容のほかにも基調論文や書評が掲載されています。まだご購入されていない会員の方で購入を希望されている方は、学会事務局まで八方キにてお申し込み下さい。

編集後記

会報第九号をお届けします。前回の会報との間隔があいてしまいい盛りだくさんの内容でおおくりしました。

今回、会員名簿を会報と同封いたしました。住所・所属・連絡先(電話番号等)等で訂正のある会員は、お手数ですが学会事務局までご連絡下さい。会員の皆様のご協力をお願いいたします。

会報についてのご意見・ご希望等ありましたら事務局までお寄せ下さい。(N)

日本スポーツ法学会

年報第三号購入のお知らせ